

4. 少子化への対応

(1) 子育てに関する相談・情報提供体制の整備 4 - 1

① 子育て相談の実施

保護者からの子育てに関する様々な相談を受け、各相談者の状況に応じた子育て情報の提供を行っている。

② 家庭児童相談室の充実

家庭児童相談室を設置し、家庭相談員2名が家庭における児童の養育、その他児童の問題等について、相談・通告に応じている。

平成18年度家庭児童相談件数 784件

③ 児童虐待防止ネットワーク事業の推進

児童虐待の予防、早期発見・早期対応へ向け、関係機関等との効果的な連携を図るとともに、研修会や啓発活動など必要な事業を行っている。

- ・佐賀市要保護児童対策地域協議会：代表者会議及び実務者会議の実施
- ・個別事例検討会：事例毎に関係機関及び各専門家からなる支援アドバイザーにて検討会を実施
- ・専門化講座の開催：教職員や民生委員、主任児童委員、幼稚園・保育園職員、母子保健推進員など、虐待を発見しやすい立場にある方を対象として研修会を実施
- ・小学校におけるワークショップの開催：市立の全小学校を対象に、子ども、教職員、保護者及び地域の大人を対象として、子どもへの暴力防止のためのワークショップを実施
- ・育児支援家庭訪問の実施：家庭養育上の問題を抱える家庭にこども家庭支援員を派遣し、育児指導や家事等の援助を実施
- ・子育て応援パンフレット等の作成・配布及び市報による広報
- ・その他、研修会の実施等

平成18年度児童虐待相談処理件数 57件

④ 保育所の子育て支援センター事業の充実

少子化や核家族化の進行等による社会形態の変化により、地域との関係が希薄になっている状況の中、子育てに悩みを抱える保護者に子育てサロンを実施することで交流の場を提供していく。

○地域子育て支援センター事業の実施状況（平成18年度）

① 子育てサロン事業

実 施 回 数		525回
参 加 数	保 護 者	9,130人
	乳 幼 児	9,907人
	計	19,037人

平成18年度実施園

若葉保育所、城西保育園、巨勢保育園、川原保育所、開成保育園、城東保育所、小部保育園、あおぞら保育園

② 育児相談事業

相談内容別	子どもの育児	2,727件	形態	来 所 相 談	360件
	就園について	256件	別	電 話 相 談	311件
	母 親 の 問 題	104件		グ ル ー プ 相 談	2,945件
	家 族 関 係	95件		平成18年度実施園 若葉保育所、城西保育園、巨勢保育園、 川原保育所、開成保育園、城東保育所、 小部保育園、あおぞら保育園	
	地 域 関 係	434件			
合 計		3,616件			

⑤ 佐賀市子育て支援施設

子育て支援施設を設置し、子育ての相談、学習、交流等の場を提供し、地域全体の子育ての総合的な支援を図る。

○ 対象者

- ・乳幼児（小学校就学の始期に達するまでの者をいう。以下同じ。）を子育てする者及び同伴する乳幼児
- ・子育て支援を行う団体
- ・その他、市長が適当と認める者

○ 施設の概要

名 称	エスプラッツ子育て支援センター（愛称 ゆめ・ぼけっと）
住 所	佐賀市白山二丁目7番1号（エスプラッツ2階）
閉 館 時 間	午前10時～午後7時
休 館 日	毎週火曜日、毎月第3木曜日、年末年始
オ ー プ ン	平成19年4月20日
面 積	703.9㎡

(2) 少子化対策の推進 4-1

「佐賀市次世代育成支援行動計画」の推進

佐賀市の目指す児童の健全育成及び子育て支援施策の基本的な考え方を示し、これを実現するための具体的な施策の方向性を掲げ、福祉、教育、保健、生活環境、労働、住宅など諸部門との連携を図り、総合的な取り組みを推進していく。

(3) 子育てと仕事の両立支援 4-1

① 保育所の延長保育などの特別保育事業の充実

多様な保育ニーズに応えるため、通常の保育に加え特別保育を実施することにより、保育サービスのより一層の充実に努める。

○特別保育事業の実施状況

(平成19年度実績)

特別保育の事業名		実施園	実施している保育所（園）名
延長保育促進事業		32	川原、若葉、城東、成章、佐賀、尚賢、巨勢、愛の泉、城西、城北、嘉瀬、高木、城南、日新、兵庫、ちえんかん、和泉ふたば、中央、開成、小部、鍋島、あおぞら、あかつき、なかよし、諸富、春日、川上、ひなた村自然塾、南部、三瀬、新栄、三光
休日保育事業		3	城北、城南、あおぞら
地域子育て支援センター事業		11	川原、若葉、城東、巨勢、城西、開成、小部、あおぞら、鍋島、三光、佐賀市社会福祉協議会
一時保育促進事業		27	川原、佐賀、尚賢、巨勢、城西、高木、城南、日新、兵庫、ちえんかん、和泉ふたば、中央、開成、小部、鍋島、あおぞら、あかつき、なかよし、諸富、春日、川上、ひなた村自然塾、南部、北部、三瀬、新栄、三光
保育所 地域 活動 事業	世代間交流等事業	24	若葉、城東、成章、佐賀、光明、愛の泉、城西、城北、高木、城南、日新、ちえんかん、和泉ふたば、中央、開成、鍋島、あおぞら、あかつき、春日、ひなた村自然塾、南部、三瀬、新栄、三光
	育児講座、育児と仕事両立支援事業	9	川原、愛の泉、城西、嘉瀬、高木、兵庫、鍋島、あおぞら、ひなた村自然塾
	異年齢児交流等事業	13	愛の泉、城西、城北、高木、日新、兵庫、中央、開成、小部、春日、南部、三瀬、三光
	小学校低学年児童の受入れ	5	巨勢、城西、和泉ふたば、小部、ひなた村自然塾
	障害児保育円滑化事業	1	成章
	保育所体験特別事業	2	城西、日新
障害児保育事業		13	川原、若葉、堀江、愛の泉、城南、和泉ふたば、小部、鍋島、あおぞら、あかつき、春日、川上、ひなた村自然塾
保育所分園推進事業		3	堀江、佐賀、城北

② 幼稚園の預り保育の充実

共働き家庭に対応できるよう、「保育に欠ける」幼児を対象とした預かり保育を行う私立幼稚園に対し、その経費の一部を補助することにより、幼稚園の預かり体制の充実を目指す。

③ 病後児保育の充実

保護者の仕事の都合などにより、「病気回復期」にある子どもの世話が家庭で難しい場合に、小児科医院に併設した保育室で一時的に児童を保育する。

実施施設 ・かるがものへや（香月医院） 佐賀市本庄町大字鹿子200－1
・ぞうさん保育室（橋野こどもクリニック） 佐賀市高木瀬東4丁目14－3

対 象 者 佐賀市・多久市・佐賀郡・小城市・神埼市・神埼郡内に居住する生後2カ月から就
学前の児童

利用日時 月曜日～金曜日 8時～18時 土曜日 8時～13時

保育定員 1施設 4名/日

利用料金 1日 2,000円（おやつ代別途200円）

半日（5時間以内） 1,000円（おやつ代別途100円）

④ 放課後児童クラブの充実

両親が共働き等で、放課後に保護者がいない家庭の小学校低学年児童（1～3年）の放課後の安全確保と健全育成のため、市内26校区で児童クラブを実施している。

○児童クラブ在籍者数（5月1日現在）

ク ラ ブ 名	平成19年度		ク ラ ブ 名	平成19年度	
	児童数	指導員		児童数	指導員
高木瀬児童クラブ	100	10	兵庫児童クラブ	55	7
北川副児童クラブ	60	8	久保泉児童クラブ	30	6
日新児童クラブ	41	8	蓮池児童クラブ	15	6
循誘児童クラブ	33	7	金立児童クラブ	24	5
本庄児童クラブ	36	5	勸興児童クラブ	21	7
鍋島児童クラブ	104	10	諸富北児童クラブ	34	4
若楠児童クラブ	45	9	諸富南児童クラブ	47	4
新栄児童クラブ	47	7	春日児童クラブ	74	9
西与賀児童クラブ	25	4	春日北児童クラブ	45	5
開成児童クラブ	55	6	川上児童クラブ	41	4
巨勢児童クラブ	27	6	三瀬児童クラブ	14	2
神野児童クラブ	83	8	松梅児童クラブ	3	1
赤松児童クラブ	60	8			
嘉瀬児童クラブ	15	5	計	1,134	161

⑤ 障がい児学童保育の充実

両親が共働き等で、放課後に家庭に保護者がいない養護学校の通学児童の放課後の安全確保と健全育成のため、佐賀県立金立養護学校及び佐賀県立大和養護学校（小学校1年生～高校3年生）で障がい児を対象とした児童クラブを実施している。

	佐賀県立金立養護学校	佐賀県立大和養護学校
実施主体	佐賀市	
運営主体	チャレンジクラブ運営協議会	大和養護かがやきクラブ運営協議会
登録児童数	52名（平成19年5月末現在）	55名（平成19年5月末現在）
入所定員数	12人／1日	21人／1日
指導員	入所児童3名に指導員1名配置。指導員2名に介助補助員1名配置	

⑥ サポートママ事業の運営

出産後や妊娠中で切迫流産等により自宅安静の必要な人で、実家や親類に頼れる人がおらず、一人で困っている母親に、家事や育児のお手伝いをする「サポート・ママ」を紹介する。

【利用料金】

平日	基本時間 午前7時～午後7時	1時間あたり 700円
	早朝・夜間 (基本時間外)	1時間あたり 800円
土日祝	基本時間 午前7時～午後7時	1時間あたり 800円
	早朝・夜間 (基本時間外)	1時間あたり 900円

【平成18年度実績】

会 員 数	利 用 状 況		
サポート・ママ	利用世帯数	利用日数	利用時間
97人	56世帯	406日	1015.5時間

⑦ ファミリーサポートセンター事業の運営

仕事の都合などで保育施設へのお迎えや放課後の子どもの預かり等をお願いしたい方を依頼会員、子育てを応援したい市民の方を提供会員として登録し、両者をコーディネートすることで市民相互の援助活動を実践するとともに、仕事と家庭の両立及び子どもを安心して産み育てることができる環境を整備する。

【利用料金】

一般 保育	平日（午前7時から午後7時まで）	1時間あたり 600円
	早朝及び夜間（上記時間以外）	1時間あたり 700円
	土曜・日曜・祝日	1時間あたり 700円
病後児保育（軽度に限る）		1時間あたり 700円

【平成18年度実績】

会 員 数			利 用 状 況	
依頼会員	提供会員	両方会員	利用回数	利用時間
451人	181人	32人	3,245回	4,608時間

⑧ 子育て支援短期利用事業

児童を養育している家庭の保護者が疾病等の社会的事由によって、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、当該児童を児童福祉施設等において、一時的に養育することによって、当該児童及びその家庭の福祉の向上を図る。

利用期間	原則 7日以内
実施施設	養護施設…聖華園、佐賀清光園 乳児院…みどり園

平成18年度利用実績

人 数（人）	6
延日数（日）	35

⑨ 保育所の運営

・保育所の性格

保育所は、児童（就学前）の保護者が勤務・疾病・障害などの理由で、家庭において児童を保育することができない場合に、保護者に代わって、その児童を保育することを目的に、児童福祉法（第7条）の規定により設置された児童福祉施設である。

・保育所の現状

数多くある社会福祉施設の中でも最も身近な施設としての保育所は、核家族化や女性の社会進出を背景に、今日まで整備や充実が図られてきたところである。特に近年では、共働き世帯の一層の増加や就労形態の多様化、さらにひとり親世帯の増加などの要因から保育に対する市民のニーズは、これまで以上に高まっている。

このことから、時間を延長して預かる延長保育、日曜祝日に預かる休日保育、冠婚葬祭等の急な事情で家庭保育が困難になった時の一時保育、さらに育児に不安や悩みを持つ保護者を応援する地域子育て支援センター事業等の特別保育事業を通常の保育に加えて実施している。

・保育所の課題

認可保育所では、少子・核家族化等の進行により、親の育児力の低下や子育てに悩みを訴える人の増加や、地域の子育て支援や多様化する保育ニーズに対応するため、様々な特別保育事業に取り組んでいる

人間形成の基礎を培う重要な時期に一人一人の子どもがすこやかにたくましく成長するように考慮し、また、親への教育を並行させながら、事業を進めていくことが重要なこととなっている。

・入所できる基準

児童と同居している父母等が、次のいずれかに該当することにより、その児童を保育することができないと認められる場合に入所できる。

家庭外労働（昼間に家庭外で労働することを常態としていること。）

家庭内労働（昼間に家庭内で日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。）

母親の出産（妊娠中または、出産後間がないこと。産前・産後各8週間）

疾病等（疾病・負傷・精神や身体の障がい有していること。）

病人看護等（疾病または、精神や身体の障がい有する親族を常時介護していること。）

家庭の災害（震災、風水害、火災、その他の災害復旧にあたっていること。）

その他（昼間に求職活動中の父母、その他市長が特に入所を認めた者。）

・保育料について

保育料は、児童を養育している父母等の所得税額・住民税額・入所児童の年齢により算定している。

○佐賀市の認可保育所（園）

（平成19年4月1日現在）

	施設名	経営主体	所在地	設置年月日	定員数
公立	川原保育所	佐賀市	佐賀市川原町4-44	昭28.11.1	120人
	若葉保育所	〃	〃 日の出一丁目19-1	昭23.5.1	120
	城東保育所	〃	〃 東佐賀町4-20	昭35.4.1	120
	成章保育所	〃	〃 成章町5-21	昭49.4.1	60
	計（4施設）				420
私立	掘江保育園	社会福祉法人	〃 神野西二丁目2-10	昭25.8.10	180
	佐賀保育園	財団法人	〃 多布施二丁目2-30	昭23.6.25	120
	尚賢保育園	社会福祉法人	〃 鍋島町大字蛸久312-3	昭38.4.1	90
	光明保育園	〃	〃 蓮池町大字蓮池282	昭28.10.1	60
	巨勢保育園	〃	〃 巨勢町大字牛島425-12	昭45.10.1	90
	愛の泉保育園	〃	〃 水ヶ江六丁目12-1	昭45.11.1	90
	城西保育園	〃	〃 西与賀町大字厘外1421-3	昭47.4.1	75
	城北保育園	〃	〃 高木瀬東六丁目10-32	昭47.11.1	140
	嘉瀬保育園	〃	〃 嘉瀬町大字萩野65	昭48.4.1	90
	高木保育園	〃	〃 若宮三丁目125-2	昭50.4.1	60
	城南保育園	〃	〃 本庄町大字袋126-1	昭53.4.1	150
	日新保育園	〃	〃 長瀬町2-18	昭54.4.1	90
	兵庫保育園	〃	〃 兵庫町大字瓦町1096-1	平13.4.1	90
	ちえんかん保育園	〃	〃 兵庫町大字藤木1051-10	平13.4.1	90
	和泉ふたば保育園	〃	〃 久保泉町大字上和泉1252-2	平13.4.1	90
	中央保育園	〃	〃 与賀町30-1	平16.4.1	60
	鍋島保育園	学校法人	〃 開成一丁目3番1号	平17.4.1	100
	開成保育園	社会福祉法人	〃 鍋島町大字八戸溝1578番地1	平17.4.1	90
	小部保育園	〃	〃 朝日町7番20号	平17.7.1	120
	あかつき保育園	〃	〃 諸富町大字為重457番地	昭50.4.1	75
	なかよし保育園	〃	〃 諸富町大字諸富津109番地	昭53.4.1	75
	諸富保育園	〃	〃 諸富町大字山領465番地1	平17.3.30	60
	春日保育園	〃	〃 大和町大字尼寺1301番地	昭29.1.10	200
	川上保育園	〃	〃 大和町大字川上5470番地1	昭45.4.1	90
	保育園ひなた村自然塾	〃	〃 大和町大字久池井1368番地	平17.6.1	150
	南部保育園	〃	〃 富士町大字内野229番地2	昭38.4.1	75
	北部保育園	〃	〃 富士町大字大野957番地3	昭45.4.1	45
	三瀬保育園	〃	〃 三瀬村三瀬2769番地	昭36.4.1	60
	あおぞら保育園	〃	〃 兵庫町大字藤木1465番地2	平18.4.1	90
	新栄保育園	〃	〃 鍋島町大字八戸1064番地	平19.4.1	150
	三光保育園	学校法人	〃 若宮一丁目13番17号	平19.4.1	60
	計（31施設）				3,005
合計（35施設）					3,425

○認可保育所の入所児童数 (4月1日現在)

区 分		平成19年度
定 員	市 立	420
	私 立	3,005
	計	3,425
入所児童数	市 立	411
	私 立	3,064
	計	3,475
内 訳	3 歳 未 満 児	1,302
	3 歳 児	680
	4 歳 以 上	1,493

(4) 保育所・幼稚園などの環境整備 4 - 1

① 保育所の状況

本市では、平成18年度に続き平成19年度も4月1日の保育所入所予定人員においては、待機児童は解消したものの、平成18年度同様定員を超えた入所児童の受け入れを行っており、また、途中入所の申し込みとともに、入所率は増加している。

このため、今後の保育需要の動向に応じて保育所の施設改築や設備整備などに助成を行い、児童の保育環境の向上を図っていく。

② 幼稚園の状況

児童が適切な保育を受けられるように、市と民間との連携を図りながら、保育需要の動向に応じた施設・設備の整備を進める。

③ 認可外保育所の保育環境の向上

認可外保育所に入所している児童の健康診断及び歯科検診に要した費用の一部を補助し、また、保育従事者の健康診断等の費用にも補助することで、児童の健康増進と福祉の向上に努める。

(5) こどもの健全な遊び場の確保 4 - 1

児童館の運営

児童館は、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする施設である。

○施設の概要

	中央児童センター	北部児童センター	松梅児童館
所 在 地	兵庫町大字藤木919番地 1	大和町大字尼寺1488番地 2	大和町大字梅野2231番地 2
開館時間	午前 9 時～午後 6 時	午前 9 時～午後 5 時	午前 8 時30分～午後 5 時
休 館 日	毎週月曜日・祝祭日の翌日・ 年末年始	毎週日曜日・年末年始	毎週日曜日・年末年始
職 員 数	児童厚生員 4 人	児童厚生員 4 人	児童厚生員 3 人
利 用 者	・市内の児童（乳幼児は保護者同伴） ・児童の健全育成を目的とした団体		
	・児童によって組織された団体 ・その他、市長が適当と認める者		

○佐賀市児童センター利用者状況 平成18年度

中央児童センター	北部児童センター	松梅児童館	合 計
60,427人	20,402人	8,201人	89,030人

(6) ひとり親家庭の支援 4-1

① 母子生活支援施設「高木園」の運営

母子生活支援施設は、「配偶者のない女子」または「これに準ずる事情にある女子」及び「その者の監護すべき児童」を入所保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする施設である。平成18年度から佐賀市社会福祉協議会が指定管理者として運営。

高木園の概要

措置状況（4月1日現在）

名 称	高 木 園
所 在 地	高木瀬西三丁目3番31号
開 設 日	昭和54年4月1日
定 員 数	20世帯

区 分	平成19年度
世 帯 数	6世帯
世 帯 員 数	15人

② 児童扶養手当の給付、ひとり親家庭等医療費の助成等

・児童扶養手当

児童扶養手当は、経済的支柱である父と生計を同じくしていない児童の養育者に支給。

① 支給要件児童

- ア 父母が離婚した後、父親と別れて生活している児童
- イ 父が死亡、または父が行方不明の児童
- ウ 父が一定以上の障がいの状態にある児童
- エ 1年以上にわたり引き続き父から遺棄されている児童
- オ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- カ 父が引き続き1年以上拘禁されている児童

※児童とは ①満18歳に到達後の最初の年度末までの者

②一定以上の障がいをもつ満20歳未満の者

② 支給方法

年3回（4月・8月・12月）支給月の11日に、前月分までを支給。

③ 所得制限限度額

受給者本人や扶養義務者（受給者と同じくしている父母など）等の前年（1月から7月までの月分の手当については前々年）の所得額が、下記限度額以上である場合は、その年度（8月分から翌年7月分まで）の手当の支給が停止となる。

なお、受給者及び児童の受け取った養育費の8割が受給者の所得額に加算される。

扶養親族 等 の 数	本 人		配偶者及び 扶養義務者
	全部支給される者	一部支給される者	
0 人	190千円	1,920千円	2,360千円
1 人	570千円	2,300千円	2,740千円
2 人	950千円	2,680千円	3,120千円
3 人	1,330千円	3,060千円	3,500千円
4 人	1,710千円	3,440千円	3,880千円
5 人	2,090千円	3,820千円	4,260千円

④ 手当額

手当額は、受給者の所得額及び対象児童数により決定される。

平成19年度（平成19年4月から）

区 分	全部支給される者	一 部 支 給 さ れ る 者
児 童 1 人 目	月額 41,720円	月額 41,710円～9,850円 (受給者の所得額によって異なります。)
児 童 2 人 目	5,000円加算	
児童3人目以降	児童が1人増すごとに3,000円加算	

⑤ 児童扶養手当受給者数

(各年度3月31日現在)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度
受給者数（全部・一部）	1,676人	1,958人	1,967人
受給対象児童数	2,625人	3,074人	3,093人
受給資格者数	1,816人	2,121人	2,124人

※ 受給資格者数は全部停止者を含む人数

・ひとり親家庭等医療費の助成

ひとり親家庭の生活の安定と健康の向上を図るため、入院・通院に要する医療費の自己負担分の一部を助成。

① 対象者（所得制限あり）

- ア 母子家庭の母と児童
- イ 父子家庭の父と児童
- ウ 父母のいない児童
- エ 一人暮らしの寡婦

② 助成対象

医療保険各法に規定する以下のもののうち、保険給付を受ける者が負担すべき額（一部負担金等）。

ただし、受給者が1カ月に支払った一部負担金の合計額が500円を超えている場合に限り、その合計額から500円を控除した額を助成。

・療養の給付	・療養費
・保険外併用療養費	・訪問看護療養費
・家族療養費	・家族訪問看護療養費
・高額療養費	

③ 所得制限

本人や扶養義務者の前年の所得が、次表の所得制限の限度額を超えた場合、助成対象者にならない。

所得制限の限度額（平成15年8月以降分）

単位：千円

扶 養 親 族 数	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
所得制限の限度額 （本人）	1,920	2,300	2,680	3,060	3,440	3,820

④ 助成実績

区 分		平 成 18 年 度	
		件 数	助 成 額
母 子	母	18,873件	53,689,674円
	児 童	21,503件	41,503,699円
父 子	父	363件	1,584,598円
	児 童	468件	791,685円
単 身 の 寡 婦		4,260件	13,631,812円
合 計		45,467件	111,201,468円

③ 母子相談の充実

母子自立支援員2名が母子家庭の母、児童等の悩み事の相談に応じ、母子家庭の自立促進に必要な情報提供や指導を行っている。

平成18年度母子相談延べ件数 4,100件

④ 母子寡婦福祉資金の貸付

母子家庭及び寡婦等の生活安定とその児童の福祉を増進するため、各種資金貸付を行っている。

○貸し付けを受けられる方（所得制限等あり）

- ・母子家庭の母…20歳未満の児童を養育している者
- ・寡 婦…かつて母子家庭の母として児童を扶養していた事のある者
- ・40歳以上の配偶者のいない女子（母子家庭の母及び寡婦を除く。）

⑤ 婦人保護相談事業

婦人相談員1名が家庭児童相談質で生活上または環境上、保護を必要とする女子の発見に努め、

その相談に応じて指導や助言を行っている。また、配偶者等からの暴力（ＤＶ）に関する相談にも応じている。

【婦人相談延べ件数】

	平成18年度
相談延べ件数	694件（うちDV121件）

⑥ 母子家庭等の就労支援

母子家庭の母等の主体的な能力開発の取り組みを支援して各種資格を取得することにより、母子家庭等の自立と生活安定を図るため、次の事業を行っている。

○母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業

市が指定した教育訓練給付講座を受講及び修了した母子家庭の母等に対して、対象講座受講料の４割相当額（上限20万円、下限８千円）を支給する。

【自立支援教育訓練給付金事業実績】

	平成18年度
給付件数	2件
給付金額	65,699円

○母子家庭高等技能訓練促進費事業

母子家庭の母の生活安定に資する資格の取得を促進するため、２年以上養成機関で修業する場合に、修業期間の１／３の期間（12月を上限）月額103,000円を支給し、母子家庭の経済的負担を軽減する。（対象資格：看護師、介護福祉士、保育士等）

【高等技能訓練促進費事業実績】

	平成18年度
給付件数	3件
給付金額	3,708,000円

(7) 子育て家庭への経済的支援 4-1

① 児童手当の給付、乳幼児医療費の助成

・児童手当

児童手当は、次世代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上のため、小学校修了前の児童を養育している者に支給する。

① 支給要件 小学校修了前の児童を養育していること（所得制限あり）

② 手当の額（平成19年4月から）

3歳未満の児童 一律 月額 10,000円

3歳以上の児童

1人目・2人目の児童	月額	5,000円
3人目以降の児童	月額	10,000円

③ 支給時期 毎年 6月・10月・2月に、前月分までを支給

④ 所得の制限（平成18年4月から）

受給申請者の前年の所得が、下表の限度額以上の場合は支給されない。

扶養親族等の数	児童手当所得額	特例給付所得額
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
5人	650万円	722万円

⑤ 受給対象児童数（平成19年3月31日現在）

区分	平成18年度
1人目の児童数	9,550人
2人目の児童数	7,178人
3人目以降の児童数	2,968人
合計	19,696人

・乳幼児医療費の助成

乳幼児の健全な育成を図るため、すべての3歳未満児の入院・通院に要する医療費の自己負担分を助成する。

① 対象児童

3歳の誕生日の月末までの児童。（ただし平成18年6月受診分から、歯科保険診療のみ小学校就学前まで助成。）

② 助 成 対 象

医療保険各法に規定する以下のもののうち、保険給付を受ける者が負担すべき額（一部負担金等）

・療養の給付	・療養費
・保険外併用療養費	・訪問看護療養費
・家族療養費	・家族訪問看護療養費
・高額療養費	

③ 助成件数・助成額

（単位：千円）

区 分	平 成 18 年 度	
	件 数	助 成 額
入 院	1,788件	61,673
入 院 外	127,021件	181,562
合 計	128,809件	243,235

② 保育所保育料の軽減

世帯から2人以上の児童が認可保育所・幼稚園・認定こども園に入所している場合、入所児童のうち最年長児が全額、次年長児が半額、3人目以降を無料とする保育料の軽減措置をとっている。

③ 幼稚園就園奨励費の補助

家庭の所得状況に応じて、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、公・私立幼稚園間の保護者負担の格差是正を図る。

○幼稚園就園奨励費給付状況

（平成18年度）

区 分	幼稚園数	保育料等減免措置対象児数（人）					
		市民税 非課税	所得割 非課税	所 得 割 課 税			計
				18,600 円以下	135,000 円以下	208,000 円以下	
公 立	1	7	4	—	—		11
私 立	49	294	134	426	1,721	255	2,830
合 計	50	301	138	426	1,721	255	2,841
事業費（千円）		39,019	14,743	36,495	106,633	2,420	199,310

（市外の幼稚園も含む）

④ 助産施設収容措置事業

保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により、入院助産を受けることができない妊産婦が入所し助産を受けることを目的とする事業。

助産施設

- ・独立行政法人国立病院機構 佐賀病院
- ・県立病院好生館

措置人数

	平成18年度
国立病院機構佐賀病院	16人
県立病院好生館	11人